

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 2月26日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1・2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋4階ランドリー空調機室給気加熱・冷却コイル出口ヘッダー付近から微少の水の漏えい(汚染なし)が認められたため、漏えい箇所の特定及び補修。なお、漏えい箇所の特定調査に際し、当該空調機室内(ランドリー給気処理装置外部床面基礎部)にひび割れが認められたため対応検討。	GⅢ	※なお書き以降一部内容追加。 (H25.2.28 本不適合への補足事項を確認したことから、なお書きを実施。)
2	3・4号廃棄物処理設備	雑固体処理系焼却設備排ガス補助ブローア用電動機の点検において、反負荷軸受ベアリングとハウジングのはめあいに若干のゆるみが認められたため、ハウジング部当該箇所を肉盛溶接補修。	GⅢ	
3	その他	現場管理区域への一時立入者入域許可申請手続きにおいて、当該申請書作成グループによる一時立入者入域許可書発行後(当該許可書は使用せず)の保管管理中に紛失する事象が認められたため、対応策を検討。	GⅢ	